

## 等級及び職制上の段階ごとの職員数

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

（平成30年4月1日現在）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	人数	割合	職制上の段階	人数	割合
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	36人	12.2%	主事級	36人	12.2%
2級	知識又は経験を有する主事又は技師の職務	51人	17.4%	主事級	51人	17.4%
3級	1 係長の職務 2 高度な知識又は経験を有する主事又は技師の職務	76人	25.9%	主事級	64人	21.8%
				係長級	12人	4.1%
4級	1 課長補佐の職務 2 高度な知識又は経験を有する係長の職務	65人	22.1%	係長級	41人	13.9%
				課長補佐級	24人	8.2%
5級	1 課長の職務 2 高度な知識又は経験を有する課長補佐の職務	49人	16.7%	課長補佐級	18人	6.1%
				課長級	31人	10.6%
6級	1 部長の職務 2 高度な知識又は経験を有する課長の職務	11人	3.7%	課長級	10人	3.4%
				部長級	1人	0.3%
7級	部長の職務	6人	2.0%	部長級	6人	2.0%
合計		294人	100.0%		294人	100.0%